令和８年（フ）第２４０号
釧路市興津１丁目１番19号、前住所釧路市興津１丁目１番10号
債務者　板垣　正晃
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９８号
北海道帯広市西10条南16丁目３番地４　ハイツアルピナ202号室
債務者　髙島　　楓
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第１１１０号
仙台市青葉区貝ケ森１丁目16番26号　貝ケ森ヒルズ102、従前の住所仙台市泉区泉中央４丁目８番地の２　ソレイユハイツ泉中央513
債務者　楠本　　蓮
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１９１号
宮城県富谷市成田６丁目34番地６
債務者　中井恵美子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１９９号
宮城県多賀城市鶴ケ谷２丁目14番30号　ラポール鶴ヶ谷10号
債務者　江澤　　忠
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１２００号
宮城県多賀城市鶴ケ谷２丁目14番30号　ラポール鶴ヶ谷10号
債務者　江澤　淳子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１２６８号
仙台市青葉区旭ケ丘３丁目17番21号
債務者　鈴木　周恵
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２９号
宮城県気仙沼市常楽79番地２
債務者　吉田　博一
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和８年（フ）第６７号
秋田県湯沢市倉内字三ツ田８番地５　市営倉内住宅Ｂ－２
債務者　黒澤　嵩裕
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第１１９号
福島県会津若松市神指町大字南四合字幕内北58番地
債務者　入江　智怜
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第３６４号
茨城県水戸市内原町1643―１　ブルーコート102、住民票上の住所茨城県水戸市鯉淵町3409番地の１
債務者　福田　篤史
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３９４号
茨城県那珂郡東海村大字石神外宿2509番地
県営石神アパート７－３－４
債務者　島途あゆみ
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３０１号
茨城県土浦市荒川本郷218番地159　サニープレイスひたち野203号、前住所茨城県牛久市ひたち野東５丁目33番地　（２―504）
債務者　米澤　由惠
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１５９号
茨城県龍ケ崎市中根台１丁目４番地１　飯野ハイツＢ棟102号室
債務者　関口　慎一
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１６１号
茨城県取手市井野台四丁目17番24号
債務者　渡部　　聖
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１６２号
茨城県龍ケ崎市白羽１丁目23番地16　メゾン・ド・クレール102号室
債務者　梅田　　学
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１６３号
茨城県牛久市田宮町598番地41トキワハイツ201
債務者　大森みほ子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係